

ふじみ野市びん沼サッカー場条例新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;"><u>ふじみ野市びん沼サッカー場条例</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(設置)</u></p> <p><u>第1条</u> <u>スポーツの振興と充実を図るため、ふじみ野市びん沼サッカー場</u> <u>(以下「サッカー場」という。)を埼玉県さいたま市西区大字塚本地先</u> <u>に設置する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(業務)</u></p> <p><u>第2条</u> <u>サッカー場は、次に掲げる業務を行う。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(1) サッカー場の利用に関する業務</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(2) サッカー場の施設(設備及び物品を含む。以下同じ。)の維持管理</u> <u>に関する業務</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(休場日)</u></p> <p><u>第3条</u> <u>サッカー場の休場日は、次のとおりとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(1) 毎月第1月曜日。ただし、当該日が国民の祝日に関する法律(昭和23</u> <u>年法律第178号)第3条に規定する休日当たる場合を除く。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(2) 1月1日から同月5日まで及び12月27日から同月31日までの日</u></p> <p><u>2 市長は、前項の規定にかかわらず、サッカー場の管理上必要と認める</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>ふじみ野市びん沼サッカー場条例</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(設置)</u></p> <p><u>第1条</u> <u>スポーツの振興と充実を図るため、ふじみ野市びん沼サッカー場</u> <u>(以下「サッカー場」という。)をさいたま市西区大字塚本地先に設置</u> <u>する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p><u>第2条</u> <u>市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規</u> <u>定により法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管</u> <u>理者」という。)にサッカー場の管理を行わせるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(指定管理者の業務)</u></p> <p><u>第3条</u> <u>指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(1) サッカー場の利用に関する業務</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(2) サッカー場の施設(設備及び物品を含む。以下同じ。)の維持管理</u> <u>に関する業務</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務</u></p>

ときは、臨時に休場日を定め、又は休場日に開場することができる。

(利用時間)

第4条 サッカー場の利用時間は、午前6時から午後6時までとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

(利用の許可)

第5条 サッカー場を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、サッカー場の管理上必要があると認めるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

(利用の制限)

第6条 市長は、サッカー場の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を制限することができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 営利を目的とした催し等を行うおそれがあるとき。

(3) サッカー場の施設を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長がサッカー場の利用を制限する必要があると認めるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第7条 第5条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(指定管理者が行う管理の基準)

第4条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、サッカー場の管理を行わなければならない。

(利用の許可等)

第5条 サッカー場を利用しようとする者は、指定管理者に申請し、許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、サッカー場の管理のため必要な範囲内で条件を付して利用させることができる。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 前条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の許可の取消し等)

第7条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はサッカー場の管理上特に必要と認めるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該利用の許可を取り消すことができる。

(許可の取消し等)

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はサッカー場の管理上特に必要があると認めるときは、許可に係る条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

(1) 利用の許可の申請に偽りがあったとき。

(2) 許可の条件に違反したとき。

(3) 第14条の遵守事項又は指示に違反したとき。

2 市長は、利用者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(使用料)

第9条 利用者は、第5条の許可を受けた際に別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の免除)

第10条 市長は、公用に供し、又は災害その他市長が特別に認めるときは、前条に規定する使用料を免除することができる。

(使用料の還付)

(1) この条例の規定による許可の条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により、この条例の規定に基づく許可を受けたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(利用料金)

第8条 利用者は、許可と同時に別表に定める利用料金を納付しなければならない。

(利用料金の免除)

第9条 指定管理者は、公用に供し、又は災害その他市長が特別に認めるときは、前条に規定する利用料金を免除することができる。

(利用料金の還付)

第10条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) サッカー場の管理上特に必要があるため、指定管理者が利用の許可を取り消した場合

(2) 利用者の責めに帰することができない理由によりサッカー場を利用できない場合

(損害賠償の義務)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) サッカー場の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。

(2) 利用者の責めに帰することができない理由により、サッカー場を利用することができないとき。

(3) 利用者が使用料を納付した後、規則で定める日までに利用の取消しの届出を行ったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、サッカー場の利用が終わったときは、速やかにこれを原状に復さなければならない。第6条の規定により利用を制限され、又は第8条第1項の規定により利用を停止され、若しくは許可を取り消された場合も同様とする。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長において原状に復し、これに要した経費は、当該利用者の負担とする。

(損害賠償)

第13条 利用者が故意又は過失によりサッカー場の施設を損傷し、又は

第11条 利用者がサッカー場の施設等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、これを修理し、若しくは原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(市長による管理)

第12条 市長は、サッカー場の指定管理者の指定の手續等に関し、ふじみ野市公の施設に係る指定管理者の指定手續に関する条例(平成17年ふじみ野市条例第13号。以下「手續条例」という。)第4条の規定による申請がなかったとき、手續条例第8条の規定による指定ができなかったとき又は手續条例第12条第1項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、第2条の規定にかかわらず、サッカー場の管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、サッカー場の管理に関し必要な

滅失したときは、当該利用者はそれによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(遵守事項及び指示)

第14条 市長は、利用者の遵守事項を定め、かつ、管理上必要があるときは、当該利用者に対し、その都度必要な指示をすることができる。

(指定管理者による管理)

第15条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にサッカー場の管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。

(1) 第2条に規定する業務

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前項の規定により、指定管理者にサッカー場の管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第3条第2項、第4条第2項、第5条、第6条、第8条、第11条第1号、第12条第2項及び前条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条第2項、第4条第2項及び第6条第4号中「認める」とあるのは「認め、市長の承認を得た」と、第9条の見出し、第10条(見出しを含む。)、第11条(見出しを含む。)、附則第2項及び別表備考中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第9条中「使用料」とあるのは「額の範囲において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めた利用料金(以下「利用料金」という。)」と、第10条中「市長は」とあるのは「指定管理者は」とする。

3 第1項の規定により、指定管理者にサッカー場の管理を行わせる場合において、前項の規定により読み替えて適用される第9条の規定により

事項は、規則で定める。

利用者が納付すべき利用料金は、指定管理者の収入とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第16条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、サッカー場の管理を行わなければならない。

(その他)

第17条 この条例に定めるもののほか、サッカー場の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表(第9条関係)

単位	利用時間	利用者区分	金額
1面	6時間	一般	円 2,000
		15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(以下「中学生以下」という。)	600

備考

- 1 中学生以下の利用者区分の適用は、中学生以下の者又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体が利用する場合でなければならない。
- 2 一般の利用者で、障害者手帳の交付を受けている者及びその介助人(1人に限る。)又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体が利用する場合の使用料は、この表の金額に0.5を乗じて得た額とする。
- 3 ふじみ野市、富士見市若しくは入間郡三芳町に住所を有し、通勤

別表(第9条関係)

単位	利用時間	利用者区分	金額
1面	6時間	一般	円 2,000
		15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(以下「中学生以下」という。)	600

備考

- 1 中学生以下の利用者区分の適用は、中学生以下の者又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体が利用する場合でなければならない。
- 2 一般の利用者で、障害者手帳の交付を受けている者及びその介助人(1人に限る。)又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体が利用場合の利用料金は、この表の金額に0.5を乗じて得た額とする。
- 3 ふじみ野市、富士見市若しくは入間郡三芳町に住所を有し、通勤

し、若しくは通学している者又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体以外のものが利用する場合の使用料は、この表の金額に2を乗じて得た額とする。

し、若しくは通学している者又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体以外のものが利用する場合の利用料金は、この表の金額に2を乗じて得た額とする。